



お子さんの命を守るのは、あなたです!!



普通自転車の二人乗りは禁止!!

～ただし、この場合は乗車可能です～
(乗員人員の除外規定)

(神奈川県道路交通法施行細則第9条第1号)



幼児1人をひも等で
確実に背負う場合



※抱っこひもを使用して
前抱っこすると、ハンドル操作
の妨げになるのでやめましょう。

幼児用座席に小学校就学の始期に
達するまでの者1人を乗車させる場合



神奈川県では、
★16歳以上の者が運転し、
★小学校就学の始期に達する
までの者を乗せる
場合に限って認められます。



幼児用座席に小学校就学の
始期に達するまでの者
1人乗車させ、幼児1人を
ひも等で確実に背負う場合



幼児二人同乗用自転車 ※1
の幼児用座席に小学校就学の始期に
達するまでの者2人を乗車させる場合

ただし!

※1 二つの幼児用座席を設けるために
必要な特別な構造又は装置を装備
している自転車



この乗り方は絶対禁止です!

幼児二人同乗用自転車の幼児用座席に
小学校就学の始期に達するまでの者2人
を乗車させ、幼児1人をひも等で
確実に背負っている場合

子供の命を守るために・・・ヘルメットを着用させ交通ルールを守りましょう!!

～神奈川県警察～

自転車の幼児用座席に乗せることができる子供の年齢制限が

令和3年4月1日から

緩和!!!



『幼児（6歳未満）』から『小学校就学の始期に達するまで』乗車可能に！

（神奈川県道路交通法施行規則第9条第1号の一部変更）

		誕生日		4.1~
年齢等	5歳	6歳		
	年中	年長		小学1年生
改正前	○ 乗せられる	×	<ul style="list-style-type: none"> 誕生日を迎えた日から乗せられなくなる 通園に弊害が出る可能性が・・・ 	×
↓				
改正後	○ 乗せられる	○ 乗せられる	<ul style="list-style-type: none"> 小学校就学の始期に達するまで乗せられる 	×

* 小学校就学の始期に達するまでとは・・・

『小学校就学する年の3月31日まで』です。

幼児用座席に子供を乗せるときは**安全第一**！

安全に乗るためには？



安全性を重視
安全基準を満たした
自転車に乗りましょう。



ヘルメット着用
頭のサイズに合った
ヘルメットを必ず
着用させましょう。

幼児用座席のサイズ
体に合った幼児用座席を
利用しましょう。

お子さんの命を守るのは保護者の責任です！